

## 「和歌山県高齢者等生活意識調査及び介護事業所・従業員実態調査」業務委託 企画提案コンペに関するQ&A

令和元年6月12日までに提出のありました質問に対し、次のとおり回答します。

番号	質問内容	回答
1	<p>(仕様書の3(2)⑧「字が読めない人など特段の配慮が必要な人に対して、市町村と連携して必要な対応を取ること」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の表記に関して、具体的には、どのような人を指すのでしょうか。</li> <li>・昨年は「何人」くらいおられたのでしょうか。</li> <li>・市町村立会いの下、訪問聞き取り調査の実施は可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定質疑応答15に記載しています。</li> <li>・前回平成28年の調査時は受託者において対応した事例はありませんでした。</li> </ul>
2	<p>介護施設は、具体的にどのような施設が入りますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護、通所介護を提供する事業所や介護老人福祉施設、介護老人保健施設など、介護職員が在籍する事業所・施設を対象とする予定です。</li> <li>なお、対象となる事業所・施設の一覧については県から提供します。</li> </ul>
3	<p>郵送調査の返送先は、「和歌山県庁」でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県庁」とすることも可能です。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者・要支援者は、施設入居者も対象となりますか。その場合施設の方が回答することもあるでしょうか。</li> <li>・単身あるいは別居世帯の要介護者・要支援者はどのように回答してもらったのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村で無作為抽出するため、施設入所者も対象となることも考えられます。</li> <li>・重度の要介護認定を受けている方など、ご自身で回答することが困難な方につきましては、ご家族をはじめ、ホームヘルパー、ケアマネジャーや施設職員など日頃から支援をされている方々に、ご本人から聞き取り、調査票への記入のお手伝いをさせていただくなど、可能な範囲でご協力をお願いしたいと考えており、関係機関に協力を依頼する予定としています。</li> </ul>
5	<p>成果品の「集計した調査票電子データ」とは何を指しますか。</p>	<p>ローデータを含む調査結果に関する電子データ</p>
6	<p>昨年は回収率向上のために、回答者に「謝礼」等の提供があったのでしょうか。</p>	<p>前回平成28年調査では謝礼はしていませんが、前例にとらわれず自由に提案してください。</p>